

上場インデックスファンド Jリート（東証REIT指数）隔月分配型

上場 Jリート（愛称）

追加型投信／国内／不動産投信／ETF／インデックス型

- 本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
- ファンドに関する金融商品取引法第 15 条第 3 項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 368 号
ホームページアドレス www.nikkoam.com/
コールセンター電話番号 0120-25-1404（午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。）

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「上場インデックスファンド J リート（東証 R E I T 指数）隔月分配型」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2024 年 10 月 8 日に関東財務局長に提出しており、2024 年 10 月 9 日にその効力が発生しております。

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
追加型	国内	不動産投信	E T F	インデックス型	不動産投信	年 6 回 (隔月)	日本	ファンド・オブ・ファンズ	その他 (東証 R E I T 指数)

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

＜委託会社の情報＞

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959 年 12 月 1 日
資本金	173 億 6,304 万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	30 兆 4,097 億円

(2024 年 7 月末現在)

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

東証REIT指数に採用されている不動産投資信託証券に投資を行ない、東証REIT指数の計算方法に従ってポートフォリオを構成し、原則としてそれを維持することにより、基準価額が同指数の動きと高位に連動することをめざします。

※東証REIT指数は、東京証券取引所に上場している不動産投信（J-REIT）全銘柄を対象とした「時価総額加重型」の指数です。算出方法は、基準時を平成15年（2003年）3月31日（終値）に置き、その日の時価総額を1,000として、その後の時価総額を指数化したものです。

有償増資、新規上場、上場廃止など、市況以外の要因による時価総額の変動に影響されないよう時価総額を修正し、指數の連續性を確保しています。

$$\text{東証REIT指數} = \frac{\text{算出時の時価総額（円）}}{\text{基準時の時価総額（円）}} \times 1,000$$

「東証REIT指數」の著作権などについて

- ・ 東証REIT指數の指數値および東証REIT指數に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用など東証REIT指數に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指數に係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ・ JPXは、東証REIT指數の指數値の算出もしくは公表の方法の変更、東証REIT指數の指數値の算出もしくは公表の停止または東証REIT指數に係る標章もしくは商標の変更もしくは使用的の停止を行なうことができます。
- ・ JPXは、東証REIT指數の指數値および東証REIT指數に係る標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証REIT指數の指數値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・ JPXは、東証REIT指數の指數値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、東証REIT指數の指數値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・ 当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ・ JPXは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ・ JPXは、日興アセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズを東証REIT指數の指數値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ・ 以上の項目に限らず、JPXは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

ファンドの特色

当ファンドは、契約型の投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる仕組みが採り入れられています。

1. 受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも売買が可能です。

- ・売買単位は100口単位です。（有価証券届出書提出日現在）
- ・売買手数料は、取扱会社が定めるものによります。
- ・取引方法は原則として株式と同様です。

※詳しくは、取扱会社へお問い合わせください。

2. 不動産投資信託証券をもって受益権の取得申込みを行ないます。

ユニット不動産投資信託証券の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数（100口未満切上げ）を申込単位として、その整数倍とします。

※「ユニット不動産投資信託証券」とは、委託会社が東証REIT指数に連動すると想定する、東証REIT指数における各構成銘柄の委託会社が指定する口数の不動産投資信託証券すべてを指すものとします。

※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した取得申込みが可能です。

3. 解約請求による途中換金をすることはできません。

4. 受益権をもって不動産投資信託証券と交換することができます。

※取得申込時に拠出された東証REIT指数構成銘柄と、交換時に取得される各不動産投資信託証券は一致するものではありません。

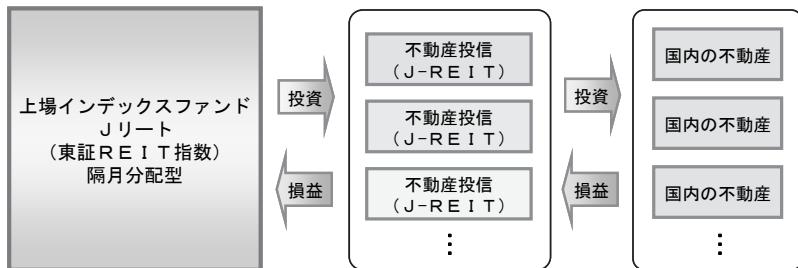
※取得申込時に取得された受益権の口数と、交換時に必要とされる口数は一致するものではありません。

※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した交換請求が可能です。

※「金融商品取引清算機関による清算制度」とは、ETFの取得および交換に係る有価証券等の引渡債務を金融商品取引清算機関が引き受けことで、決済履行を保証する制度です。

《ファンドの仕組み》

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



主な投資制限

- ・不動産投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・投資することを指図する不動産投資信託証券は、原則として東証REIT指数に採用されている不動産投資信託証券とします。ただし、投資主への割当により取得する不動産投資信託証券については、この限りではありません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

- ・信託財産から生ずる配当等収益などから諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただか必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に不動産投信を投資対象としますので、不動産投信の価格の下落や、不動産投信の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴なう不動産の減失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- 不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

有価証券の貸付などにおけるリスク

- 有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク）を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

＜東証REIT指数と基準価額の主なカイ離要因＞

当ファンドは、基準価額の変動率を東証REIT指数の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- 東証REIT指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- 組入銘柄の分配金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- 先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと東証REIT指数の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

◇金融商品取引所で取引される市場価格と基準価額のカイ離

当ファンドは東京証券取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、主に当ファンドの需要、当ファンドの運用成果および投資者が代替的な投資と比較して当ファンドが全般的にどの程度魅力的であるか、などの評価に左右されます。したがって、当ファンドの市場価格が、基準価額を下回って取引されるかまたは上回って取引されるかは予測することはできません。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

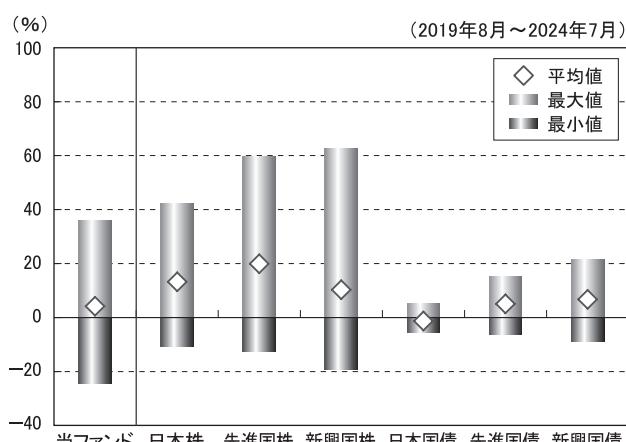
リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2024年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	4.1%	13.2%	19.9%	10.3%	-1.3%	5.0%	6.7%
最大値	36.0%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	15.3%	21.5%
最小値	-24.3%	-10.8%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年8月から2024年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

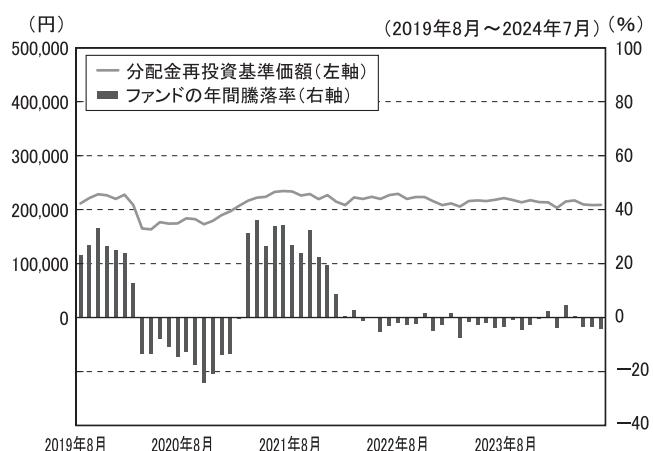
<各資産クラスの指標>

日本株	TOPIX (東証株価指数) 配当込み
先進国株	MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
日本国債	NOMURA-BPI国債
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指標の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指標の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の100口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2019年8月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

運用実績

2024年7月31日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額 174,823 円
純資産総額 1,598.34 億円

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の100口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2014年7月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移（税引前、100口当たり）

2023年11月	2024年1月	2024年3月	2024年5月	2024年7月	設定来累計
622 円	1,273 円	1,852 円	684 円	1,125 円	92,354 円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
投資証券	98.29%
現金その他	1.71%

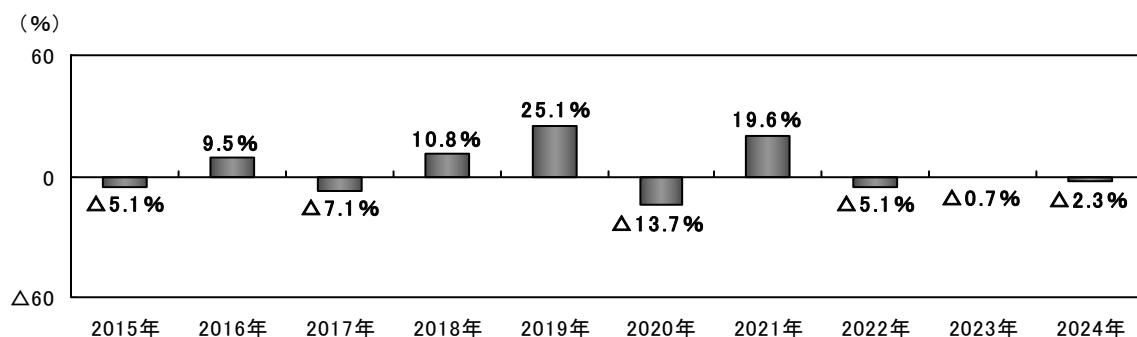
※対純資産総額比です。

<組入上位10銘柄>

銘柄	比率
1 日本ビルファンド投資法人 投資証券	6.67%
2 ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	5.28%
3 野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	4.72%
4 日本都市ファンド投資法人 投資証券	4.66%
5 G L P 投資法人 投資証券	4.36%
6 K D X 不動産投資法人 投資証券	4.27%
7 日本プロロジスリート投資法人 投資証券	4.25%
8 インヴィンシブル投資法人 投資証券	3.71%
9 大和ハウスリート投資法人 投資証券	3.60%
10 ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	3.17%

※対純資産総額比です。

年間收益率の推移



※ファンドの年間收益率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

※2024年は、2024年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

取得単位	ユニット不動産投資信託証券の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数（100口未満切上げ）を申込単位として、その整数倍とします。
取得価額	取得申込受付日の基準価額
取得方法	販売会社所定の方法により、不動産投資信託証券をもって受益権の取得申込みを行ないます。 ※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した取得申込みが可能です。
解約請求	解約の請求をすることはできません。
交換請求	受益権をもって不動産投資信託証券との交換ができます。 ※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した交換請求が可能です。
交換単位	委託会社の定める口数を最小交換請求口数として、その整数倍とします。 ※最小交換請求口数は、当該口数に交換請求日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求日において委託会社が東証REIT指数に連動すると想定する、東証REIT指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当する口数として委託会社が定めます。
交換価額	交換請求受付日の基準価額
交換代金	原則として、交換請求受付日から起算して3営業日目から信託財産に属する不動産投資信託証券の交付を行ないます。
買取請求	保有する受益権口数が金融商品取引所の定める取引単位に満たない場合は、当該受益権の買取りを請求することができます。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※2024年11月5日以降は、原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とする予定です。 販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
取得の申込期間	2024年10月9日から2025年4月8日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
取得申込不可日	次に該当することとなる場合には、取得の申込みの受付は行ないません。 1) 東証REIT指数構成銘柄の権利落日（分配落日を除きます。）の前営業日以降の3営業日間 2) 東証REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3) ファンドの計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間） 4) ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5) 1)～4) のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
交換請求不可日	次に該当することとなる場合には、交換請求の受付は行ないません。 1) 東証REIT指数構成銘柄の権利落日（分配落日を除きます。）の前営業日以降の3営業日間 2) 東証REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3) ファンドの計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間） 4) ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5) 1)～4) のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

取得申込・交換請求・買取請求受付の中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込・交換請求・買取請求の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込・交換請求・買取請求の受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限（2008年10月20日設定）
繰上償還	<p>次のいずれかの場合等には、繰上償還します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 ・東証REIT指数が廃止された場合 ・東証REIT指数の計算方法の変更などに伴なって委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が、書面決議の結果、行なわれないこととなった場合 <p>次のいずれかの場合等には、繰上償還することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各8日
収益分配	<p>年6回、分配方針に基づいて分配を行ないます。</p> <p>※原則として受託会社が、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。</p>
信託金の限度額	5,000億円相当額
公告	<p>電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。</p> <p>ホームページアドレス www.nikkoam.com/</p> <p>※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。</p>
運用報告書	投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・交付は行ないません。
課税関係	<p>課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

取得時手数料	販売会社が独自に定める額 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※取得時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに取得に関する事務コストの対価です。
交換（買取）時手数料	販売会社が独自に定める額 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※交換（買取）時手数料は、交換（買取）時の事務手続きなどに係る対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.33%（税抜0.3%）以内 ※この他に、投資対象とする不動産投信には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。											
	<運用管理費用の配分（年率）> 上記が税抜0.3%（有価証券届出書提出日現在）の場合 運用管理費用（信託報酬）=運用期間中の基準価額×信託報酬率 <table border="1"><tr><td>合計</td><td>委託会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>0.30%</td><td>0.25%</td><td>0.05%</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>委託会社</td><td>委託した資金の運用の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr></table>			合計	委託会社	受託会社	0.30%	0.25%	0.05%	委託会社	委託した資金の運用の対価	受託会社
合計	委託会社	受託会社										
0.30%	0.25%	0.05%										
委託会社	委託した資金の運用の対価											
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価											
※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。												

その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額 の信託期間を通じた合計を上限とする額 目論見書の作成および交付に係る費用、監査費用、ファンドの上場に係る費用、「東証REIT指数」の標章使用料などは、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。	
	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬（有価証券の貸付けを行なった場合は、信託財産の収益となる品貸料に0.55（税抜0.5）以内（有価証券届出書提出日現在、税抜0.5）を乗じて得た額）などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。	

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税 金

個人投資者の場合の課税の取扱いです。

1) 受益権の売却時の課税

- ・売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

- ・収益分配金は配当所得として、20.315%の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

3) 受益権と不動産投資信託証券との交換

- ・受益権と不動産投資信託証券との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

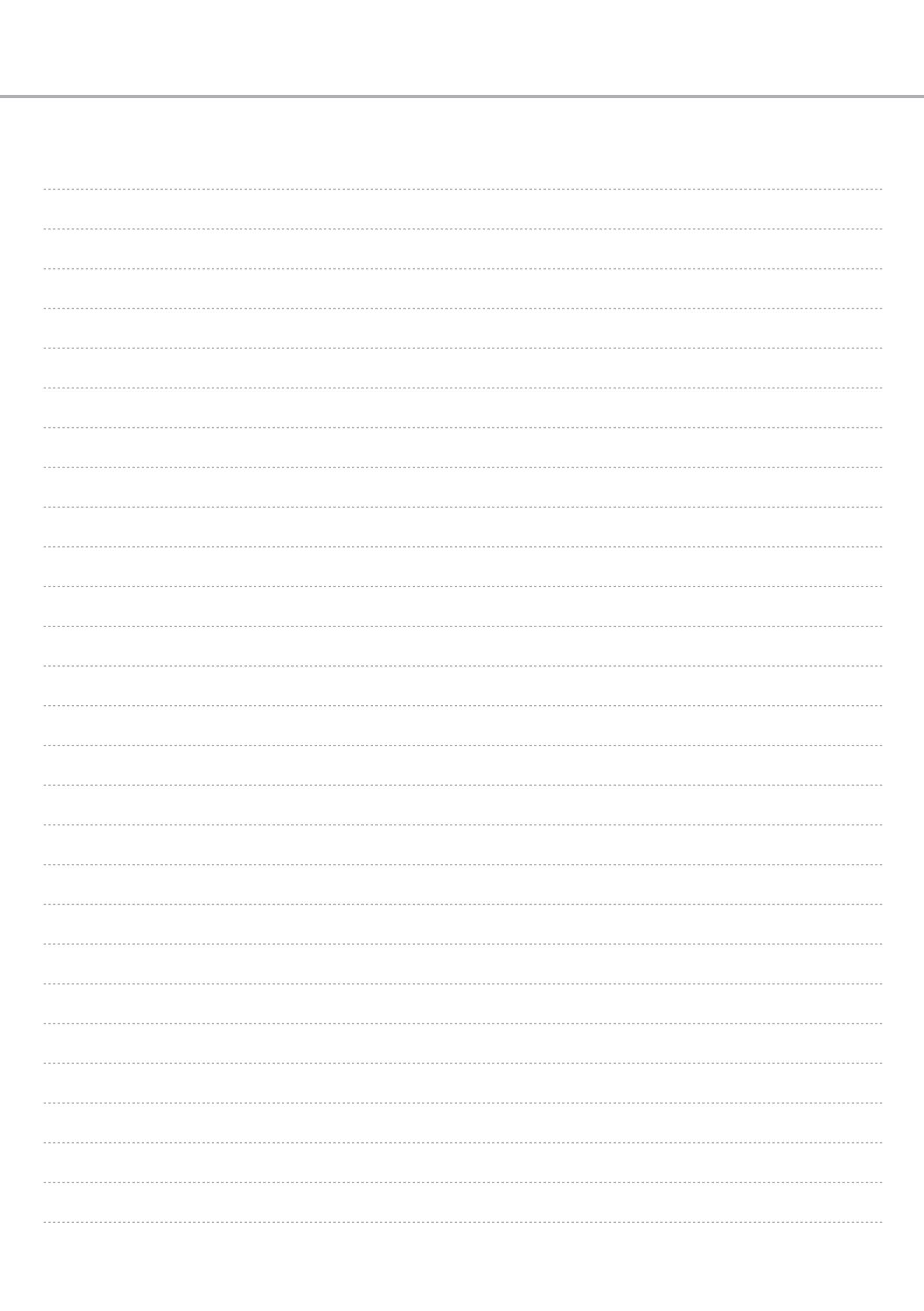
※確定申告等により、売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

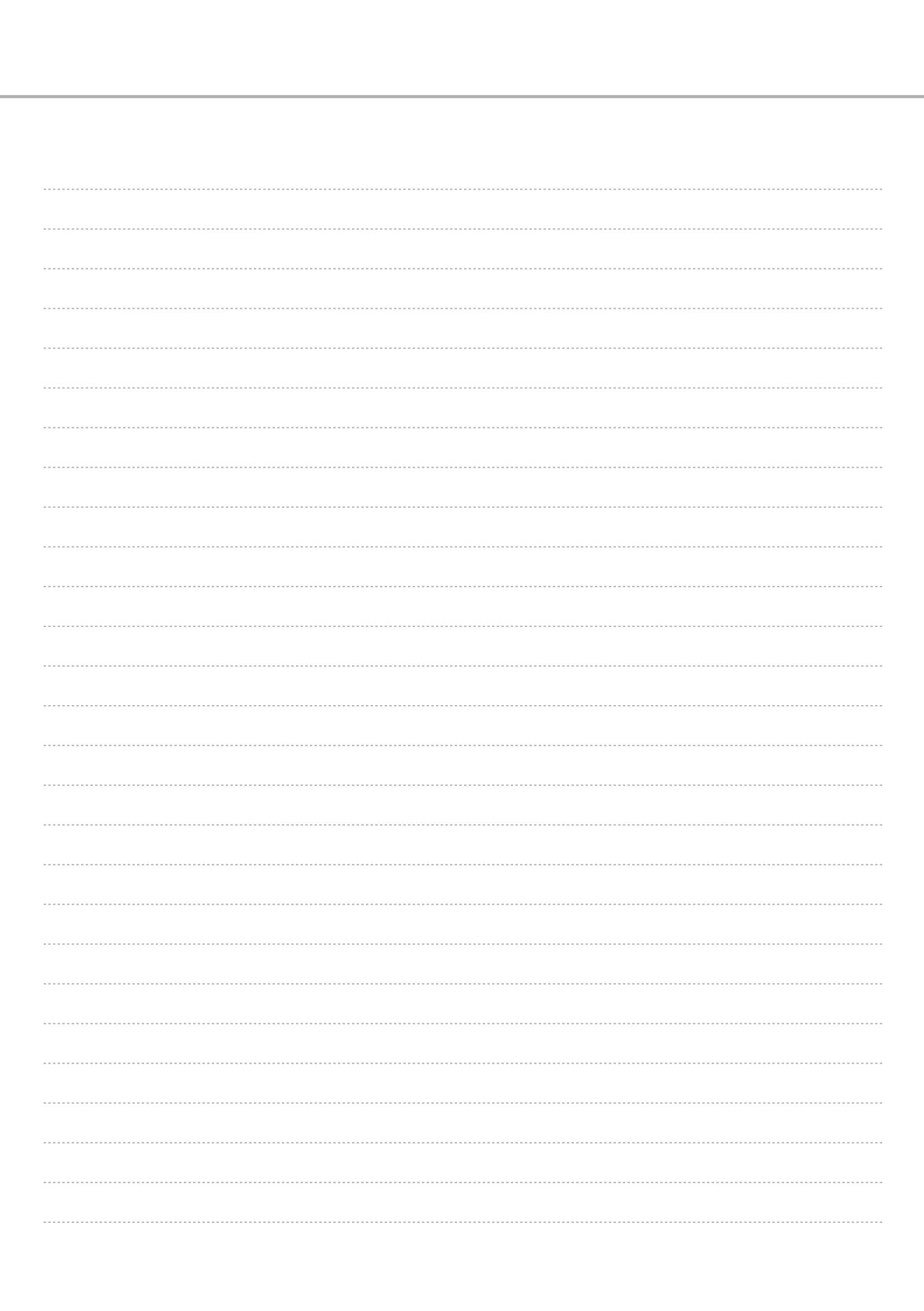
※少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は 2024 年 10 月 8 日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。





nikko am
Nikko Asset Management